第2号議案

系統アクセス業務の実施に関する規程の変更について

(案)

業務規程及び送配電等業務指針の変更に伴い、系統アクセス業務の円滑かつ 適切に実施する観点から、「系統アクセス業務の実施に関する規程」を別紙1 の通り変更する。

施行日 平成28年4月27日

(主な変更点)

- ・接続検討の要否確認の条項の追加
- ・電源接続案件募集プロセスの条項の追加
- ・リプレース案件系統連系募集プロセスの条項の追加

以上

【添付資料】

別紙1 系統アクセス業務の実施に関する規程

別紙2 系統アクセス業務の実施に関する規程(新旧対照表)

系統アクセス業務の実施に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第64条に基づき、定款第36条第5項第9号に定める 系統アクセス業務を円滑かつ適切に実施するため、系統アクセス業務の実施 に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において使用する用語は、特に定めのない限り、定款及び業務規程において使用する用語の例による。

(系統アクセス進捗会議)

- 第3条 本機関は、系統アクセス業務に関する専門技術的な事項を審議し、適切 に系統アクセス業務を実施することを目的として、系統アクセス進捗会議を 設置する。
- 2 系統アクセス進捗会議は、計画担当理事を議長とし、計画担当理事、計画部 長及び系統アクセス室長(以下「室長」という。) その他議長が指名する役職 員により構成する。
- 3 議長は、系統アクセスの個別案件に関する進捗状況の確認及びその方針の 検討、系統アクセス業務改善の検討その他の系統アクセス業務に関する事項 を審議するため、系統アクセス進捗会議を開催する。
- 4 室長が次条第1項第4号、第5条第1項第3号、第6条第1項第4号但書、 第7条第1項第3号、第4号但書、第5号但書及び第7号から第10号並びに 第8条第1項第6号に記載する業務ついて決裁を行おうとする場合、その決 裁に先立って、系統アクセス進捗会議の審議を経るものとする。

(事前相談)

- 第4条 本機関は、次の各号に掲げる事前相談に関する業務について、同号に掲 げる者の決裁に基づき、これを行う。
 - 一 事前相談の申込書類の受付及び申込書類の修正の要請 系統アクセス室 副室長(以下「副室長」という。)
 - 二 事前相談に関連する会員に対する各種依頼・要請 室長
 - 三 事前相談に対する回答遅延の理由等の説明 室長
 - 四 事前相談に対する回答 室長
- 2 本機関は、アクセス業務進捗会議における前条第4項の審議において、議長 が必要と認める場合には、前項にかかわらず、理事会で議決し、事前相談に対

する回答を行う。

(接続検討の要否確認)

- 第5条 本機関は、次の各号に掲げる接続検討の要否確認に関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。
 - 一 接続検討の要否確認の申込書類の受付及び申込書類の修正の要請 副室 長
 - 二 接続検討の要否確認に関連する会員に対する各種依頼・要請 室長
 - 三 接続検討の要否確認に対する回答 室長
- 2 本機関は、アクセス業務進捗会議における第3条第4項の審議において、議 長が必要と認める場合には、前項にかかわらず、理事会で議決し、接続検討の 要否確認に対する回答を行う。

(接続検討)

- 第6条 本機関は、次の各号に掲げる接続検討に関する業務について、同号に掲 げる者の決裁に基づき、これを行う。
 - 一 接続検討の申込書類の受付及び申込書類の修正の要請 副室長
 - 二 接続検討に関連する会員に対する各種依頼・要請 室長
 - 三 接続検討に対する回答遅延の理由等の説明 室長
 - 四 接続検討に対する回答 理事会。但し、次のア又はイに該当する案件については、室長
 - ア 発電設備等の増設又は更新に伴う検討であって、新たな発電抑制等の運用対策及び自身の電源線以外の流通設備の増強工事のいずれも不要である回答である場合(但し、連系先が上位2電圧未満又は既設の電源の最大受電電力の増加する量の合計が、10万キロワット未満である電源に関するものに限る。)
 - イ 発電設備等の新規連系に伴う検討であって、系統側の制約による発電抑制等の運用対策及び自身の電源線以外の流通設備の増強工事のいずれも不要である回答である場合(但し、連系先が上位2電圧未満又は設置しようとする発電設備等の出力の合計が、10万キロワット未満である電源に関するものに限る。)
- 2 本機関は、アクセス業務進捗会議における第3条第4項の審議において、議 長が必要と認める場合には、前項にかかわらず、理事会で議決し、接続検討に 対する回答を行う。

(電源接続案件募集プロセス)

- 第7条 本機関は、本機関が電源接続案件募集プロセスを開始する場合の次の 各号に掲げる同プロセスに関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基 づき、これを行う。
 - 一 電源接続案件募集プロセスの開始の申込書類の受付及び申込書類の修正 の要請 副室長
 - 二 電源接続案件募集プロセスに関連する一般送配電事業者に対する各種通 知及び要請 室長
 - 三 単独負担意思のある系統連系希望者の募集 室長
 - 四 電源接続案件募集プロセスの開始及び暫定的に確保する送電系統の容量 の決定並びにその公表 理事会。但し、業務規程第77条第1項第1号に該 当する場合は室長
 - 五 電源接続案件募集プロセスの不開始の決定 理事会。但し、業務規程第7 7条第4項第1号又は第3号に該当する場合は室長
 - 六 募集要領の策定及びその公表 理事会
 - 七 本機関が受け付けた接続検討に関する業務 前条に準じる。

 - 九 電源接続案件募集プロセスの成立に向けた、入札結果等を踏まえた募集対 象工事の縮小等 室長
 - 十 本機関が受け付けた接続検討にかかる再接続検討に関する業務 室長
 - 十一 電源接続案件募集プロセスの中止の決定並びにその公表 理事会
 - 十二 電源接続案件募集プロセスの成立又は不成立の決定及びその公表 理 事会
- 2 本機関は、アクセス業務進捗会議における第3条第4項の審議において、議 長が必要と認める場合には、前項にかかわらず、第3号、第5号但書、第7号 のうち接続検討の回答、第8号、第9号及び第10号のうち再接続検討の回答 に関する業務については、理事会で議決し、これを行う。

(リプレース案件系統連系募集プロセス)

- 第8条 本機関は、次の各号に掲げるリプレース案件系統連系募集プロセスに 関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。
 - リプレースの該当性の判断及びリプレースに該当する場合のリプレース 対象廃止計画の公表 理事会
 - 二 リプレース発電設備等の廃止の蓋然性判断及びリプレース案件系統連系 募集プロセスの開始の決定並びにその公表 理事会

- 三 募集要領の策定及びその公表 理事会
- 四 リプレース案件系統連系募集プロセスに関連する一般送配電事業者に対 する各種通知及び要請 室長
- 五 本機関が受け付けた接続検討に関する業務 第6条に準じる。
- 六 連系希望容量がプロセス対象送電系統の接続可能量の範囲内である場合 における、応募者に対する連系可能である旨の通知 室長
- 七 連系希望容量がプロセス対象送電系統の接続可能量を超える場合における、プロセス対象送電系統における電源接続案件募集プロセスその他の優先系統連系希望者を決定する手続の決定 理事会
- ハ リプレース案件系統連系募集プロセスの中止の決定並びにその公表 理 事会
- 2 本機関は、アクセス業務進捗会議における第3条第4項の審議において、議 長が必要と認める場合には、前項にかかわらず、第1号及び第5号のうち接続 検討の回答に関する業務については、理事会で議決し、これを行う。

(決裁にあたっての留意事項)

- 第9条 室長及び副室長は、前5条に基づき、系統アクセス業務に関する事項に ついて決裁を行う場合は、本機関の業務規程及び送配電等業務指針への適合 性を十分に確認しなければならない。
- 2 室長が第3条第4項に記載する業務について決裁を行う場合は、系統アクセス進捗会議の審議の結果にしたがって、これを行わなければならない。

(系統アクセス業務に関する申込書、回答書等の様式)

- 第10条 本機関は、系統アクセス業務に関する次の各号に掲げる申込書、回答 書等の様式(以下「回答書等様式」という。)に関する業務について、同号に 掲げる者の決裁に基づき、これを行う。
 - 一 回答書等様式の策定及び変更 理事会。但し、字句等の軽微な修正については、室長。
 - 二 回答書等様式の記載例の策定及び変更 室長
- 2 本機関は、回答書等様式及びその記載例を策定し、又は変更したときは、速 やかにこれを公表する。

(報告)

- 第11条 室長は、第3条第4項に記載する業務について決裁を行ったときは、 遅滞なく、その旨を計画担当理事に報告しなければならない。
- 2 計画担当理事は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、その回答の概略を

理事会に報告しなければならない。

附則(平成28年3月16日) この規程は、平成28年3月16日から施行する。

附則(平成28年4月27日) (施行日)

第1条 この規程は、平成28年4月27日から施行する。

(平成28年3月31日以前に一般送配電事業者に開始申込みがなされた電源接続案件募集プロセス)

第2条 本機関は、平成28年3月31日以前に系統連系希望者から一般送配 電事業者に開始の申込みがなされた電源接続案件募集プロセスに関する業務 について決裁を行うときは、本則第7条に準じてこれを行う。

変 更 前 (変更点に下線)

変 更 後 (変更点に下線)

(目的)

第1条 本規程は、定款第<u>61</u>条に基づき、定款第<u>34</u>条第<u>5</u>項第<u>7</u>号に 定める系統アクセス業務を円滑かつ適切に実施するため、<u>事前相談及</u> び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、回答その他の系統 アクセス業務の実施に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条

(略)

(系統アクセス進捗会議)

- 第3条 本機関は、系統アクセス業務に関する専門技術的な事項を審議 し、適切に系統アクセス業務を実施することを目的として、系統アクセ ス進捗会議を設置する。
- 2 系統アクセス進捗会議は、計画担当理事を議長とし、計画担当理事、 計画部長及び系統アクセス室長(以下「室長」という。) その他議長が 指名する役職員により構成する。
- 3 議長は、系統アクセスの個別案件に関する進捗状況の確認及びその 方針の検討、系統アクセス業務改善の検討その他の系統アクセス業務 に関する事項を審議するため、系統アクセス進捗会議を開催する。
- 4 室長<u>は、</u>次条第1項第4号<u>又は</u>第<u>5</u>条第1項第4号<u>ただし</u>書<u>に基づ</u> き決裁を行おうとする場合、その決裁に先立って、系統アクセス進捗会 議の審議を経るものとする。

(目的)

第1条 本規程は、定款第<u>64</u>条に基づき、定款第<u>36</u>条第<u>5</u>項第<u>9</u>号に 定める系統アクセス業務を円滑かつ適切に実施するため、系統アクセ ス業務の実施に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条

(略)

(系統アクセス進捗会議)

- 第3条 本機関は、系統アクセス業務に関する専門技術的な事項を審議 し、適切に系統アクセス業務を実施することを目的として、系統アクセ ス進捗会議を設置する。
- 2 系統アクセス進捗会議は、計画担当理事を議長とし、計画担当理事、 計画部長及び系統アクセス室長(以下「室長」という。) その他議長が 指名する役職員により構成する。
- 3 議長は、系統アクセスの個別案件に関する進捗状況の確認及びその 方針の検討、系統アクセス業務改善の検討その他の系統アクセス業務 に関する事項を審議するため、系統アクセス進捗会議を開催する。
- 4 室長が次条第1項第4号、第5条第1項第3号、第6条第1項第4号 但書、第7条第1項第3号、第4号但書、第5号但書及び第7号から第 10号並びに第8条第1項第6号に記載する業務ついて決裁を行おう とする場合、その決裁に先立って、系統アクセス進捗会議の審議を経る ものとする。

(事前相談)

第4条

(略)

(新設)

(接続検討)

- 第<u>5</u>条 本機関は、次の各号に掲げる接続検討に関する業務について、同 号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。
- 一 接続検討の申込書類の受付及び申込書類の修正の要請 副室長
- 二 接続検討に関連する会員に対する各種依頼・要請 室長
- 三 接続検討に対する回答遅延の理由等の説明 室長
- 四 接続検討に対する回答 理事会。ただし、次のア又はイに該当する 案件については、室長。
 - ア 発電設備等の増設又は更新に伴う検討であって、新たな発電抑制 等の運用対策及び自身の電源線以外の流通設備の増強工事のいず れも不要である回答である場合(ただし、連系先が上位2電圧未満 又は既設の電源の最大受電電力の増加する量の合計が、10万キロ

(事前相談)

第4条

(略)

(接続検討の要否確認)

- 第5条 本機関は、次の各号に掲げる接続検討の要否確認に関する業務 について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。
 - 一 接続検討の要否確認の申込書類の受付及び申込書類の修正の要請 副室長
 - 二 接続検討の要否確認に関連する会員に対する各種依頼・要請 室 長
 - 三 接続検討の要否確認に対する回答 室長
- 2 本機関は、アクセス業務進捗会議における第3条第4項の審議において、議長が必要と認める場合には、前項にかかわらず、理事会で議決し、接続検討の要否確認に対する回答を行う。

(接続検討)

- 第<u>6</u>条 本機関は、次の各号に掲げる接続検討に関する業務について、同 号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。
 - 一 接続検討の申込書類の受付及び申込書類の修正の要請 副室長
 - 二 接続検討に関連する会員に対する各種依頼・要請 室長
 - 三 接続検討に対する回答遅延の理由等の説明 室長
 - 四 接続検討に対する回答 理事会。但し、次のア又はイに該当する案 件については、室長
 - ア 発電設備等の増設又は更新に伴う検討であって、新たな発電抑制等の運用対策及び自身の電源線以外の流通設備の増強工事のいずれも不要である回答である場合(但し、連系先が上位2電圧未満又は既設の電源の最大受電電力の増加する量の合計が、10万キロワ

ワット未満である電源に関するものに限る。)

- イ 発電設備等の新規連系に伴う検討であって、系統側の制約による 発電抑制等の運用対策及び自身の電源線以外の流通設備の増強工 事のいずれも不要である回答である場合(ただし、連系先が上位2 電圧未満又は設置しようとする発電設備等の出力の合計が、10万 キロワット未満である電源に関するものに限る。)
- 2 本機関は、アクセス業務進捗会議における第3条第4項の審議において、議長が必要と認める場合には、前項にかかわらず、理事会で議決し、接続検討に対する回答を行う。

(新設)

- ット未満である電源に関するものに限る。)
- イ 発電設備等の新規連系に伴う検討であって、系統側の制約による 発電抑制等の運用対策及び自身の電源線以外の流通設備の増強工 事のいずれも不要である回答である場合(但し、連系先が上位2電 圧未満又は設置しようとする発電設備等の出力の合計が、10万キ ロワット未満である電源に関するものに限る。)
- 2 本機関は、アクセス業務進捗会議における第3条第4項の審議において、議長が必要と認める場合には、前項にかかわらず、理事会で議決し、接続検討に対する回答を行う。

(電源接続案件募集プロセス)

- 第7条 本機関は、本機関が電源接続案件募集プロセスを開始する場合 の次の各号に掲げる同プロセスに関する業務について、同号に掲げる 者の決裁に基づき、これを行う。
 - 一 電源接続案件募集プロセスの開始の申込書類の受付及び申込書類 の修正の要請 副室長
 - 二 電源接続案件募集プロセスに関連する一般送配電事業者に対する 各種通知及び要請 室長
 - 三 単独負担意思のある系統連系希望者の募集 室長
 - 四 電源接続案件募集プロセスの開始及び暫定的に確保する送電系統 の容量の決定並びにその公表 理事会。但し、業務規程第77条第1 項第1号に該当する場合は室長
 - 五 電源接続案件募集プロセスの不開始の決定 理事会。但し、業務規程第77条第4項第1号又は第3号に該当する場合は室長
 - 六 募集要領の策定及びその公表 理事会
 - 七 本機関が受け付けた接続検討に関する業務 前条に準じる。
 - 八 入札、抽選等の優先系統連系希望者の決定手続に関する業務及び その決定 室長

(新設)

- 九 電源接続案件募集プロセスの成立に向けた、入札結果等を踏まえた募集対象工事の縮小等 室長
- 十 本機関が受け付けた接続検討にかかる再接続検討に関する業務 室長
- 十一 電源接続案件募集プロセスの中止の決定並びにその公表 理事 会
- 十二 電源接続案件募集プロセスの成立又は不成立の決定及びその公 表 理事会
- 2 本機関は、アクセス業務進捗会議における第3条第4項の審議において、議長が必要と認める場合には、前項にかかわらず、第3号、第5号但書、第7号のうち接続検討の回答、第8号、第9号及び第10号のうち再接続検討の回答に関する業務については、理事会で議決し、これを行う。

(リプレース案件系統連系募集プロセス)

- 第8条 本機関は、次の各号に掲げるリプレース案件系統連系募集プロセスに関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。
 - 一 リプレースの該当性の判断及びリプレースに該当する場合のリプレース対象廃止計画の公表 理事会
 - 二 リプレース発電設備等の廃止の蓋然性判断及びリプレース案件系 統連系募集プロセスの開始の決定並びにその公表 理事会
 - 三 募集要領の策定及びその公表 理事会
 - 四 リプレース案件系統連系募集プロセスに関連する一般送配電事業 者に対する各種通知及び要請 室長
 - 五 本機関が受け付けた接続検討に関する業務 第6条に準じる。
 - 六 連系希望容量がプロセス対象送電系統の接続可能量の範囲内である場合における、応募者に対する連系可能である旨の通知 室長

(決裁にあたっての留意事項)

- 第<u>6</u>条 室長及び副室長は、前2条に基づき、系統アクセス業務に関する 事項について決裁を行う場合は、本機関の業務規程及び送配電等業務 指針への適合性を十分に確認しなければならない。
- 2 室長<u>は、</u>第4条第1項第4号<u>及び前条第1項第4号ただし書に基づき</u>決裁を行う場合は、系統アクセス進捗会議の審議の結果にしたがって、これを行わなければならない。

(事前相談及び接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式)

- 第<u>7</u>条 本機関は、次の各号に掲げる<u>事前相談及び接続検討の受付を行</u> <u>う場合の</u>申込書<u>及び</u>回答書の様式(以下「回答書等様式」という。)に 関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。
 - 一 回答書等様式の策定及び変更 理事会。ただし、字句等の軽微な修 正については、室長。
 - 二 回答書等様式の記載例の策定及び変更 室長
- 2 本機関は、回答書等様式及びその記載例を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表する。

- 七 連系希望容量がプロセス対象送電系統の接続可能量を超える場合 における、プロセス対象送電系統における電源接続案件募集プロセ スその他の優先系統連系希望者を決定する手続の決定 理事会
- <u>リプレース案件系統連系募集プロセスの中止の決定並びにその公</u> 表 理事会
- 2 本機関は、アクセス業務進捗会議における第3条第4項の審議において、議長が必要と認める場合には、前項にかかわらず、第1号及び第 5号のうち接続検討の回答に関する業務については、理事会で議決し、 これを行う。

(決裁にあたっての留意事項)

- 第<u>9</u>条 室長及び副室長は、前<u>5</u>条に基づき、系統アクセス業務に関する 事項について決裁を行う場合は、本機関の業務規程及び送配電等業務 指針への適合性を十分に確認しなければならない。
- 2 室長<u>が第3条第4項に記載する業務について</u>決裁を行う場合は、系 統アクセス進捗会議の審議の結果にしたがって、これを行わなければ ならない。

(系統アクセス業務に関する申込書、回答書等の様式)

- 第<u>10</u>条 本機関は、<u>系統アクセス業務に関する</u>次の各号に掲げる申込 書、回答書等の様式(以下「回答書等様式」という。)に関する業務に ついて、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。
 - 一 回答書等様式の策定及び変更 理事会。但し、字句等の軽微な修正 については、室長。
 - 二 回答書等様式の記載例の策定及び変更 室長
- 2 本機関は、回答書等様式及びその記載例を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表する。

(報告)

- 第<u>8</u>条 室長は、<u>事前相談又は接続検討に対する回答</u>を行ったときは、遅 滞なく、その旨を計画担当理事に報告しなければならない。
- 2 計画担当理事は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、その回答の 概略を理事会に報告しなければならない。

附則

(略)

(新設)

(報告)

- 第<u>11</u>条 室長は、<u>第3条第4項に記載する業務について決裁</u>を行った ときは、遅滞なく、その旨を計画担当理事に報告しなければならない。
- 2 計画担当理事は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、その回答の 概略を理事会に報告しなければならない。

附則

(略)

附則(平成28年4月27日)

(施行日)

第1条 この規程は、平成28年4月27日から施行する。

(平成28年3月31日以前に一般送配電事業者に開始申込みがなされた電源接続案件募集プロセス)

第2条 本機関は、平成28年3月31日以前に系統連系希望者から一般送配電事業者に開始の申込みがなされた電源接続案件募集プロセスに関する業務について決裁を行うときは、本則第7条に準じてこれを行う。